

小竹町過疎地域持続的発展計画（変更）

小竹町過疎地域持続的発展計画新旧対照表

変更後（案）					変更前				
2 1 頁表中 5 交通施設の整備、交通手段の確保 (3) 計画 事業計画（令和3年度～7年度）					2 1 頁表中 5 交通施設の整備、交通手段の確保 (3) 計画 事業計画（令和3年度～7年度）				
持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考	持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道 道路	渡口5号線道路改良 L=110m W=4.0m	町		4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道 道路	渡口5号線道路改良 L=110m W=4.0m	町	
		赤地・鴻ノ巣線道路新設 L=1,000m W=5.0m	町				赤地・鴻ノ巣線道路新設 L=1,000m W=5.0m	町	
							兵丹・百合野線道路新設 L=600m W=10.0m	町	
2 2 頁表中					2 2 頁表中				
持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考	持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道 道路	水落・西ノ前線 L=300m W=7.0m	町		4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道 道路	水落・西ノ前線 L=300m W=7.0m	町	
		<u>兵丹9号線道路改良</u> L=320m W=4.0m	町						
		<u>鴻ノ巣2号線道路改良</u> L=200m W=4.0m	町						
		<u>南良津・新山崎線道路改良</u> L=540m W=7.0m	町						
		<u>十二割・四反田1号線道路改良</u> L=265m W=4.0m	町						

変更後（案）

変更前

38頁表中
9 教育の振興
(3) 計画
事業計画（令和3年度～7年度）

38頁表中
9 教育の振興
(3) 計画
事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考	
8 教育の振興	(1)学校教育関連施設 校舎	小竹南小学校改修	町		
		屋内運動場	小竹西小学校体育館照明改修 照明14台	町	
		小竹南小学校体育館照明改修 照明20台	町		
		<u>小竹南小学校体育館改修</u>	<u>町</u>		
		<u>小竹南小学校水泳プール解体工 事</u>	<u>町</u>		
		<u>スクールバス・ボート</u>	<u>町</u>		
		給食施設	学校給食共同調理場更新	町	
		その他	I C T 支援業務委託	町	
		<u>(3)集会施設、体育施 設等</u> <u>その他</u>	<u>学童保育施設整備</u>	<u>町</u>	
	(4)過疎地域持続的発 展特別事業 義務教育		給食費助成事業	町	
			総合教育支援事業	町	
			<u>給食施設基本計画策定</u>	<u>町</u>	

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考	
8 教育の振興	(1)学校教育関連施設 校舎	小竹南小学校改修	町		
		屋内運動場	小竹西小学校体育館照明改修 照明14台	町	
		小竹南小学校体育館照明改修 照明20台	町		
		給食施設	学校給食共同調理場更新	町	
		その他	I C T 支援業務委託	町	
	(4)過疎地域持続的発 展特別事業 義務教育		給食費助成事業	町	
			総合教育支援事業	町	

変更後（案）

変更前

39頁10行

耐用年数が経過し、老朽化の激しい学校給食共同調理場については、建替え等による更新をする際は、学校給食衛生管理基準など法令に沿った施設にするとともに、指定管理者制度やPPP/PFI手法も含め、多様な選択肢から最も効率的・効果的なサービスの提供を検討する。

39頁10行

施設の利用実態や統合の可能性を踏まえ、行政が維持することが困難な施設や目的が重複した施設については、統合や用途廃止等を検討する。

47頁表中

事業計画（令和3年度～7年度）過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
8 教育の振興	(4)過疎地域 持続的発展 特別事業 義務教育	給食費助成事業	町	子育て世代の経済負担軽減により移住定住の社会増に資する事業
		総合教育支援事業	町	児童生徒の心のケア及び自立力の向上に資する事業
		<u>給食施設基本計画策定</u>	<u>町</u>	<u>衛生的で効率的な学校給食施設の整備に資する事業</u>

47頁表中

事業計画（令和3年度～7年度）過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
8 教育の振興	(4)過疎地域 持続的発展 特別事業 義務教育	給食費助成事業	町	子育て世代の経済負担軽減により移住定住の社会増に資する事業
		総合教育支援事業	町	児童生徒の心のケア及び自立力の向上に資する事業